

創業をうながす

- (新規) 産業競争力強化法の創業支援計画の認定(平成27年10月2日)
創業ワンストップ窓口の設置、道北ビジネスプランコンテストの実施、特定創業支援の実施
- (拡充) 商工業パワーアップ資金 チャレンジ資金
⇒融資限度額を1,000万円から2,000万円へアップ
- (新規) 商工業パワーアップ資金 経営強化(農畜産物活用)資金
⇒融資限度額を3,000万円、保証料の2分の1、利子の1%相当額を全融資期間で補給

域外マネーを獲得できる産業の育成

- (新規) 創業者経営支援事業
⇒日本政策金融公庫の創業融資に対して、利子1%相当額を3年間補助(最大20万円/年)

6次産業化・農商工連携をうながす

- (拡充) 店舗等新築改修費補助事業
変更前 小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館、工場、病院・診療所
変更後 卸売業の追加、①6次化認定・②農商工認定・③認定創業者・④経営強化(農畜産物活用)資金融資対象者は業種限定なし、ホテル旅館及び工場については市外資本の中小企業等も補助対象に
- (拡充) 店舗等新築改修費補助事業
変更前 用途地域、山部の住居表示地区
変更後 市内全域
- (拡充) 店舗等新築改修費補助事業
変更前 定額補助 10万円又は20万円
変更後 定額補助 10万円から50万円までの5段階補助

人口減少対策

- (拡充) 新規出店家賃補助事業
変更前 小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館
変更後 卸売業の追加、①6次化認定・②農商工認定・③認定創業者・④経営強化(農畜産物活用)資金融資対象者は業種限定なし
- (拡充) 新規出店家賃補助事業
変更前 中心市街地又は山部国道沿道限定
変更後 ①6次化認定・②農商工認定・③認定創業者・④(仮)6次産業化資金融資対象者は、市内全域で対象に

買物不便地域対策

- (拡充) 新規出店家賃補助事業
変更前 補助限度額 月額5万円、ただし中心市街地に街なか居住する場合月額7万5千円限度
変更後 補助限度額 月額5万円、中心市街地月額6万円、ただし中心市街地に街なか居住する場合月額7万5千円限度

ことば：認定創業者
産業競争力強化法の認定事業計画による、特定創業支援を受けた創業者で、自治体から証明を受けた者

- (新規) 買い物不便地域出店企業支援事業
⇒市長が買い物不便地域と認めた地域において、生鮮食料品を販売する小売店舗を営む中小企業等に対し店舗の新築改修費用及び備品購入費の3分の2以内、36ヶ月分の家賃の3分の2以内で補助

- (継続) 店舗等新築改修費補助事業
・地元業者発注の工事費に対して補助
・10万円又は20万円

- (継続) 新規出店家賃補助事業
・12ヶ月まで家賃補助
・補助率2分の1、補助限度額5万円/月
・最大60万円/年

- (継続) 新規イベント支援事業
・補助率3分の2、補助限度額20万円

- (継続) 人材育成促進事業
・補助率3分の2、補助限度額20万円

- (継続) 情報発信PR支援事業
・補助率2分の1、補助限度額10万円

- (継続) 事業拡大支援事業
・商工会議所、商工会のサポートを受けながら取り組む事業拡大、販路開拓等へ支援
・補助率2分の1、補助限度額30万円

- (継続) 新規開業・新事業展開支援事業
・富良野市民を新たに2人以上正規雇用して新規開業又は新事業展開する事業を支援
・事務経費への補助 補助率2分の1、補助限度額100万円
・人件費への補助 新たに雇用した人数(10人限度)×15万円